(下線部変更)

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例 の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用 を受けようとする年の当社が定める期日までに、当 社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項 第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税 適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出 書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年 者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止 通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法 第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明 書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条 の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に 応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月 日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施 行令第25条の13の8第20項により読み替えて準 用する同令第25条の13第32項の規定に該当する 場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租 税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受 ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃 止通知書の交付の基因となった未成年者口座にお いて当該未成年者口座を廃止した日の属する年分 の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れて いるときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知 書が添付された未成年者口座開設届出書を受理す ることはできません。なお、当社では別途税務署よ り交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受 領し、当社にて保管いたします。
- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当 社<u>及び</u>他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年 者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口 座開設届出書」<u>及び</u>「未成年者口座開設届出書」<u>の</u> 提出をすることはできません。

第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例 の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用 を受けようとする年の当社が定める期日までに、 当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第 5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非 課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設 届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び 「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年 者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に 対して同法第37条の11の3第4項に規定する署 名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法 施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に 掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提 示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客 様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20 項により読み替えて準用する同令第25条の13第 22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日 及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法 令で定める本人確認を受ける必要があります。た だし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因 となった未成年者口座において当該未成年者口座 を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既 に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止 した日から同日の属する年の9月30日までの間 は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未 成年者口座開設届出書を受理することはできませ ん。なお、当社では別途税務署より交付を受けた 「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社に て保管いたします。
- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当 社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年 者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口 座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租 税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課 税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあって は、お客様がその年の1月1日において20歳であ る年の前年12月31日までに提出されるものに限り

- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適 用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法 第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口 座廃止届出書」の提出をしてください。
- **4** お客様がその年の3月31日において18歳である 年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31 日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、 当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出を した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出 をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定 めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といい ます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及 び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは 保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている 上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて 行うもの(以下、「災害等による返還等」といいま す。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口 座を設定したときから当該未成年者口座が廃止さ れる日までの間にお客様が非課税で受領した配当 等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日<u>又は2023年9月30日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この

ます。)を提出することはできません。

- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適 用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法 第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口 座廃止届出書」を提出してください。
- **4** お客様がその年の3月31日において18歳である 年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31 日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」 を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の 2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」 を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その 他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項 で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」と いいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口 座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若し くは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされて いる上場株式等及び金銭その他の資産の全てにつ いて行うもの(以下、「災害等による返還等」といい ます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者 口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止 される日までの間にお客様が非課税で受領した配 当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この

約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第 1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上 場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは 記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関 する記録と区分して行うための勘定をいいます。以 下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客 様がその年の1月1日において20歳未満である年 及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1 日に設けられます。

2(現行どおり)

3(現行どおり)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 (現行どおり)

- ① (現行どおり)
 - イ (現行どおり)
 - ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条(現行どおり)

- ① (現行どおり)
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと

(出国時の取扱い)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居 住者に該当しないこととなる場合には、<u>当社に対</u> してその出国をする日の前日までに、租税特別措 置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規 約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- 2 (省略)
- 3(省略)

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条(省略)

① (省略)

イ(省略)

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条(省略)

- ① (省略)
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと

(出国時の取扱い)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者 に該当しないこととなる場合には、その出国をする 日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施 行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出 改正後

国移管依頼書を提出してください。

定する出国移管依頼書<u>の</u>提出<u>を</u>してください。

- 2 (現行どおり)
- 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第6章 その他の通則

(非課税口座のみなし開設)

- 第27条 2017年から 2028年までの各年(その年1月 1日においてお客様が 20歳である年に限ります。) の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座 を開設している場合(出国等により、居住者又は恒 久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しな いこととなっている場合を除きます。)には、当該未 成年者口座が開設されている当社の営業所におい て、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1 号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において 20 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約でいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第28条 (現行どおり)

- ① (現行どおり)
- ② (現行どおり)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日

2 (省略)

3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

改正前

第6章 その他の通則

(非課税口座のみなし開設)

- 第27条 2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第28条(省略)

- ① (省略)
- ② (省略)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日

- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国 移管依頼書を提出して出国したが、<u>その年の1月</u> 1日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなか った場合 <u>その年の1月1日においてお客様</u> が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

(約款の変更)

第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。

附則

この約款は、<u>2021年4月1</u>日より適用させていただきます。

(現行どおり)

以上

- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国 移管依頼書を提出して出国したが、基準年の前年 12月31日までに「未成年者口座を開設している 者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 基準年の前年12月31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

(約款の変更)

第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。<u>な</u>お、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2020年2月17日より適用させていただきます。

(省略)

以上